

# 令和2年第II回 短答式試験

## 解答解説・監査論

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
5	2	6	2	1	6	3	5	4	1
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
4	3	5	2	2	2	5	6	4	4

必ず得点したい問題



(解説では問題番号に \*\*\* を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に \*\* を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に \* を付しています。)

想定合格ライン：72.5点/100点

本試験、お疲れ様でした。

今回の出題は、細かすぎる記述も一部ありましたが概ね標準的な問題で、実力が反映されやすい内容であった気がします。過去問の類題や周辺論点からの出題が非常に多く、過去問分析した上で効率的に学習を進めてこられた受験生の方々は、十分な手応えが得られたのではないのでしょうか。

問題 1 重要性\*\*\*

財務諸表監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(5点)

ア 財務報告は、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する情報を財務  
\*\*\* 諸表の利用者に提供することを目的とする。監査人は、財務諸表の適正表示に関する意見を表  
× 明することで、企業の財政状態、企業活動の有効性や効率性等について保証を与えることにな  
る。

監基報200号A1項

～監査意見は、例えば、企業の将来の存続可能性を保証したり、経営者による業務遂行の効  
率性や有効性を保証したりするものではない。

イ 財務諸表監査の目的は、企業が公表する財務諸表に信頼性を付与することであり、会計上の  
\*\*\* 不正を摘発することではないが、監査人は、財務諸表に不正による重要な虚偽の表示がないこ  
○ とについて、合理的な保証を得ることが求められている。

監基報200号5項

ウ 財務諸表監査の目的は、企業が公表する財務諸表に信頼性を付与することにあるため、監査  
\*\*\* 人は、被監査企業から監査上の報酬を得ることを含め、当該企業に対して利害関係を持つこと  
× は基本的に禁止されている。

CPA法2条1項

公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とす  
る。

→ 被監査企業から監査上の報酬を得ることは禁じられていない。

エ 新しい取引形態の出現など、適用すべき企業会計の基準が必ずしも明確でない場合であって  
\*\*\* も、監査によって財務諸表に信頼性が付与される。  
○

監査基準H14改訂前文三9(1)③参照

問題 2 重要性\*\*\*

財務諸表監査における監査人と経営者又は監査役等（監査役、監査役会、監査委員会及び監査等委員会）との関係に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 経営者は、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成する責任を負っているが、監査は、このよ  
\*\*\* うな経営者の財務諸表の作成責任を軽減することを目的とするものではない。  
○

監基報200号4項

イ 監査人は、監査役等と連携し監査を実施することが求められているが、ここでいう連携とは、  
\*\*\* 監査人と監査役等とが、監査の業務を分担して実施することを意味する。  
×

監基報200号4項

監査の対象である財務諸表は、取締役会による監督及び監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会による監査の下で、経営者が作成するものである。～財務諸表監査は、経営者又は監査役等のこれらの責任を軽減するものではない。

→ 監査人と監査役等とが、監査の業務を分担して実施するのではない

ウ 経営者が重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するため、自らが必要と判断した内部統制を  
\*\*\* 整備及び運用する責任があることに合意していることは、監査人が監査を受嘱する前提の一つ  
○ である。

監基報210号4項(2)②

エ 経営者は、自社に関する重要な機密情報を除き、財務諸表の作成に関連すると認識している  
\*\*\* 全ての情報を監査人に提供しなければならない。  
×

監基報200号12項(2)③

③ 以下を監査人に提供すること。

ア. 経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報

問題 3 重要性\*\*

公認会計士法に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(5点)

ア 公認会計士法は、制定当初より監査及び会計の専門家として、公認会計士の使命及び職責を  
\*\* 定めており、当該規定は監査法人にも準用されている。

×

CPA法1条（公認会計士の使命）.1条の2（公認会計士の職責）

→ H15年の改正によって公認会計士の使命及び職責が条文上明確にされた。

イ 監査法人の品質管理、ガバナンス等の観点から、公認会計士以外の社員として特定社員の制  
\*\* 度が導入されているが、特定社員は監査法人の意思決定に関与することはできない。

×

CPA法34条の10の2第4項

特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の  
業務に従事することができる。

→ 特定社員は監査証明業務の執行社員になることができないが、他の専門的な意思決定に関与  
できる。

ウ 有限責任監査法人において、登録の義務、財政的基盤及びディスクロージャーの充実が求め  
\*\* られているのは、特定証明に係る指定有限責任社員以外の社員の責任が限定され、軽減されて  
○ いることによる。

CPA法34条の24. 参照

エ 監査法人に対して課徴金制度が導入されたのは、従前の懲戒処分では、監査証明業務の停止  
\*\* 等によって、善意の被監査会社に不当な負担を課すことになるためである。

○

CPA法34条の2参照

問題 4 重要性\*\*

監査法人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 有限責任監査法人において、虚偽の監査証明によって第三者に損害を与えた場合には、当該  
\*\*\* 監査証明を行った社員が無限連帯責任を負う。

○

CPA法34条の10の6第8項

イ 無限責任監査法人において、指定社員制度を採用する場合、全ての監査証明業務に当該制度  
\*\* を採用しなければならず、受嘱した監査証明業務ごとに特定して、一部の被監査会社のみに対  
× して当該制度を採用することはできない。

CPA法34条10の4第1項

無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。

→ 全ての監査証明業務に当該制度を採用する必要はなく、一部の被監査会社のみに対して当該  
制度を採用することができる

ウ 監査法人における特定社員は、監査証明業務を執行する権利を有さず、義務も負わないが、  
\*\* 非監査証明業務については、当該業務を執行する権利を有し、義務を負う。

○

CPA法34条10の2第1項.4項

エ 特定社員が被監査会社と特定の利害関係を有する場合には、監査法人に対して監査証明業務  
\* の制限が課せられているが、特定社員には競業禁止の義務は課せられていない。

×

CPA法34条の14（社員の競業の禁止）

→ 特定社員にも競業禁止の義務は課せられる

問題 5 重要性\*\*\*

金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 上場会社の提出する財務計算に関する書類は、通常、公認会計士又は監査法人の監査証明が\*\*\* 必要であるが、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、内閣総理大臣の承認を受けた場合には、監査証明は不要である。

金商法193条の2第1項3号

---

イ 上場会社は、事業再編のための株式分割によって株式を発行する場合、投資者保護の必要性\*\*\* が乏しいときは、有価証券届出書に代えて有価証券通知書を提出することが認められているが、  
 当該有価証券通知書に対する監査証明は不要である。

金商法4条6項参照

---

ウ 監査証明に従事する公認会計士又は監査法人は、年度監査だけでなく、中間監査、四半期レビュー、内部統制監査のそれぞれについて監査概要書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

\*

監査証明内閣府令5条2項1号. 内部統制内閣府令8条

→ 内部統制監査の監査概要は財務諸表監査の監査概要書に含めて作成する

---

エ 上場会社は、内部統制報告書を訂正した場合には、訂正内部統制報告書に対する監査証明を受けなければならない、また、監査人は当該監査に関する監査概要書を提出しなければならない。

\*\*\*

金商法193条の2第2項参照

→ 訂正内部統制報告書に対する監査証明は必要がない

問題 6 重要性\*\*

会社法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 会計監査人設置会社において、会計監査人の監査対象となる計算書類には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告が含まれる。

\*\*\*

× 会社法435条2項

株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。  
→ 事業報告は計算書類には含まれない

---

イ 親会社の監査役である者は、その子会社の会計監査人にはなれないが、社外監査役になることはできる。

\*

× 会社法2条1項16号ハ

16 社外監査役 株式会社の監査役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。  
ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

---

ウ 取締役会設置会社において、会計監査人の会計監査報告の内容が無限定適正意見であるが、  
\*\*\* 監査役会の監査報告において、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見が付された場合、当該計算書類については定時株主総会の承認を受けなければならない。

会社法438条2項. 439条. 会社計算規則135条1項2号

---

エ 会計監査人を設置している監査役会設置会社において、特定監査役とは、会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を監査役会が定めた場合には、当該通知を受ける監査役のことをいい、  
\*\* 定めていない場合には、全ての監査役のことをいう。

会社計算規則130条5項2号

問題 7 重要性\*

監査役等（監査役、監査役会、監査委員会及び監査等委員会）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 会計監査人設置会社において、監査役等は、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項を、監査報告に記載する必要がある。

会社計算規則127条4号

イ 監査役会と監査役の監査報告の内容が異なる場合は、監査役会の監査報告において、その内容を付記することができるが、監査委員会と監査等委員会の監査報告においては、委員会と各委員の意見が異なる場合でも、そのような記載はできない。

会社計算規則128条の2第1項

～この場合において、監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

会社計算規則129条1項

この場合において、監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

ウ 監査役会が4人で構成されている場合、社外監査役は3人以上必要であるが、監査委員会と監査等委員会が4人で構成されている場合には、当該委員会に属する社外取締役は、いずれも2人以上必要である。

会社法335条3項

監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

会社法331条6項

監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

会社法400条3項

各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

→ 監査役会が4人で構成されている場合、社外監査役は半数(2人)以上必要であり、監査委員会と監査等委員会が4人で構成されている場合には、社外取締役は、いずれも過半数(3人)以上必要である

エ 公開会社の監査役会設置会社において、社外監査役の取締役会及び監査役会へのそれぞれの出席の状況については、事業報告に記載しなければならない。

会社法施行規則124条1項4号イ



問題 8 重要性\*\*\*

四半期レビューに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、四半期レビューの当初の計画において、四半期財務諸表に、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性を勘案した、追加的な手続の実施を織り込まなければならない。

レビュー基準第二7

監査人は、四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない。

イ 四半期レビューに係る重要性の基準値は、年度の財務諸表監査に係る重要性の基準値を超えてはならない。

○

監保実83号20項

ウ 監査人は、他の監査人によって行われた四半期レビュー等の結果を利用する場合には、利用する程度及び方法を決定しなければならないが、その程度及び方法は年度の財務諸表監査と同一でなければならない。

レビュー基準第二12

監査人は、他の監査人によって行われた四半期レビュー等の結果を利用する場合には、当該他の監査人が関与した四半期財務諸表等の重要性及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した四半期レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。

エ 監査人は、四半期レビュー範囲の制約を受け、重要な四半期レビュー手続を実施できない場合において、限定付結論を表明することがある。この場合には、結論の根拠の区分に、実施できなかった四半期レビュー手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない。

○

レビュー基準第三8

問題 9 重要性\*\*\*

内部統制監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(5点)

ア 内部統制監査の目的は、経営者が構築した内部統制が、一般に公正妥当と認められる内部統  
\*\*\* 制の評価の基準に準拠して、すべての重要な点において有効に運用されているかどうかについ  
× て、監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

内部統制監査実施基準Ⅲ1

内部統制監査においては、内部統制の有効性の評価結果という経営者の主張を前提に、これ  
に対する監査人の意見を表明するものであり、経営者の内部統制の有効性の評価結果という主  
張と関係なく、監査人が直接、内部統制の整備及び運用状況を検証するという形はとっていない。

イ 監査人は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の業務が、被監査会社及びその経営者に  
\*\*\* よって行われることを前提として、内部統制の構築の段階での経営者等との意見交換や、内部  
○ 統制監査の実施において発見された内部統制の不備についての指導を行うことができる。

内部統制監査実施基準Ⅲ2

ウ 業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、一定の条件を満たした場合、評価対象  
\*\* とする事業拠点の売上高等の合計額が、連結ベースの売上高等の3分の2を下回ることもある。  
○

内部統制監査実施基準Ⅱ2(2)①注2

エ 監査人は、内部統制監査において、内部統制の不備又は開示すべき重要な不備を発見した場  
\*\*\* 合には、適時に監査計画を修正し、経営者に是正措置を講じることを求めるとともに、いづれ  
× の不備もその内容及び是正結果を取締役会及び監査役等に報告しなければならない。

内部統制監査基準Ⅲ3(5)

→ 開示すべき重要な不備は、その内容及び是正結果を取締役会及び監査役等に報告しなければ  
ならないが、その他の不備は適切な管理責任者に適時に報告することが求められている

問題10 重要性\*\*

監査の品質管理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査事務所は、監査業務の実施における品質を保持するための方針及び手続において、監査  
\* 責任者が一人である場合を含め、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した  
○ 場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるように定めなければならない。

品基報1号F32-2項

- イ 監査事務所は、全ての監査業務の審査に関する方針及び手続を定めなければならないが、大  
\*\* 会社等以外の審査では、業務の品質が合理的に確保される範囲において、個々の監査業務の社  
○ 会的影響の程度や識別したリスクの重要性により、審査の方法や内容等を簡素化することがで  
きる。

品基報1号A37項

- ウ 監査事務所は、不正による重要な虚偽表示の疑義に対応する審査担当者の選任に関する方針  
\* 及び手続に、追加の審査担当者の選任、又は適格者で構成される会議体による審査の実施を定  
× めなければならない。

品基報1号FA42-2項

不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担  
当者を選任することもあれば、適格者で構成される会議体により審査を実施することもある。

- エ 監査業務の定期的な検証は、監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続に準拠して監査チ  
\*\*\* ームが監査業務を実施したことを確かめるために、監査意見を表明する前に実施されなければ  
× ならない。

品基報1号11項(1)

「監査業務の定期的な検証」－監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続に準拠して監査チ  
ームが監査業務を実施したことを確かめるために、完了した監査業務に対して実施する手続を  
いう。

問題11 重要性\*\*\*

監査基準の改訂に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 平成26年の改訂では、従来の適正性に関する意見表明の形式に加え、準拠性に関する意見表明の形式が導入された。これは、特別目的の財務諸表に対する、監査による信頼性の担保の要請に応えるためであって、一般目的の財務諸表には適用されない。

H26改訂前文二1

～特別目的の財務諸表又は一般目的の財務諸表を対象とした準拠性に関する意見の表明が可能である～

→ 準拠性に関する意見表明の形式が一般目的の財務諸表には適用されることもある

イ 平成30年の改訂では、監査報告書の記載区分等が変更され、経営者の責任が経営者及び監査役等の責任となった。これにより、経営者による職務の執行を監査するというこれまでも監査役等が担っていた役割に、財務報告プロセスの監視責任が含まれていることについて、監査報告書において明確に記載されることとなった。

H30改訂前文二2(1)

ウ 平成30年の改訂では、監査報告書において意見表明とは別に、独立した区分を設けて継続企業の前提に関する事項を記載することとした。これは、従来どおり継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に注記されていることを確かめた上で記載することとされており、継続企業の前提に関する評価と開示に関する経営者及び監査人の対応についてより明確にすることを目的としている。

H30改訂前文二2(2)

エ 令和元年の改訂では、守秘義務の対象に係る文言について、「業務上知り得た事項」が「業務上知り得た秘密」に改められた。これは、公認会計士法上の「業務上取り扱ったことについて知り得た秘密」との文言上の整合性をとったものであり、業務上知り得た企業に関する未公表の情報全てが守秘義務の対象であることに変わりない。

R1改訂前文二2

本来、守秘義務の対象は、企業の秘密に限られるものであるが、我が国においては、一般的に、企業に関する未公表の情報について、あらゆるものが守秘義務の対象になり得ると考えられる傾向があると指摘されている。このため、監査基準における守秘義務の規定については、公認会計士法との整合を図るため、秘密を対象にするものであることを明確にすることとした。

問題12 重要性\*\*\*

監査人の独立性に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人が有すべき独立性は、一般に精神的独立性と外観的独立性からなるが、外観的独立性\*\*\* が損なわれれば精神的独立性も失われてしまう可能性がある。  
○

監査基準H14改訂前文三2(2)

イ 監査人が有してはならない外観的独立性を損なう利害関係は、法令によって具体的に規定され\*\*\* ており、また監査人が有すべき精神的独立性の具体的な判断基準に関しても、法令上規定され\*\*\* ている。  
×

CPA法24条参照

→ 外観的独立性を損なう利害関係は、法令によって具体的に規定されているが(CPA法24条)、心の状態である精神的独立性の具体的な判断基準を法令上規定することはできない

ウ 監査責任者は、監査業務においてセーフガードを適用しても許容可能な水準にまで軽減又は\*\*\* 除去することができないような独立性に対する阻害要因を識別した場合であっても、監査契約を解除しては\*\*\* ならない。  
×

独立性に関する指針7項

阻害要因を除去、若しくはその重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減するための適切なセーフガードが存在しないか、又は適用できない場合がある。このような場合、会員は当該阻害要因を生じさせる状況若しくは関係を除去するか、又は監査業務の契約の締結を辞退若しくは契約を解除するかを判断しなければならない。

エ 監査責任者は、公認会計士以外の専門家を含む監査チームのメンバーが監査事務所の定める\*\*\* 独立性の保持のための方針及び手続を遵守していることを確かめなければならない。  
○

監基報220号10項

問題13 重要性\*\*\*

監査人の正当な注意及び職業的懐疑心に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 監査人として払うべき正当な注意は、個々の監査業務に従事する監査責任者及び補助者に求められるのであって、審査担当者には求められない。

×

倫理規則10条

→ 正当な注意は、審査担当者にも求められる

---

イ 正当な注意として求められる水準は、監査業務に従事する監査人として当然に払うべき注意\*\*\*の水準であって、職業的専門家がその職業や社会的地位等に鑑みて、通常、期待されるものである。

○

---

ウ 職業的懐疑心は、誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠\*\*\*を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいい、経営者に対しては不誠実であるとの前提を置くことである。

×

不正リスク対応基準設定前文二4(2)

～職業的懐疑心の考え方は、これまでの監査基準で採られている、監査を行うに際し、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点を変更するものではない～

---

エ 監査人は、真正なものとして受け入れた記録や証憑書類を監査証拠として利用する場合には、\*\*その信頼性を検討しなければならない。

○

監基報200号A20項

問題14 重要性\*\*\*

リスク評価及び評価したリスクへの対応に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、監査に関連する内部統制を理解する必要があるが、その際、内部統制のデザインと、  
\*\*\* それが業務に適用されているかどうかについて評価することを求められるが、デザインが有効  
○ でないと評価した内部統制については業務への適用まで評価する必要はない。

監基報315号12項.A62項

- イ アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制の運用状況の有  
\*\*\* 効性に関する監査証拠を入手する場合は、アサーション・レベルの重要な虚偽表示がないこと  
× についての監査証拠を入手する場合と違い、通常、質問だけでも監査手続として十分とされる。

監基報330号A25項

質問だけでは内部統制の運用評価手続としては十分でないことから、その他の監査手続を組み合わせて実施する。

- ウ 監査人は、過年度の監査で入手した内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を利用す  
\*\*\* る場合、当該内部統制の重要な変更が過年度の監査終了後に発生していないことを確かめ、過  
○ 年度の監査から引き継ぐ監査証拠の適合性を確認できたとしても、毎期の監査において依拠を  
○ 予定している内部統制の一部については、運用評価手続を実施する必要がある。

監基報330号13項(1)

- エ 確認は、一般的に証明力の強い監査証拠を監査人に提供し、勘定残高に関連するアサーショ  
\*\*\* ンに対応する場合に適合することが多い監査手続であるため、被監査会社の財務諸表において  
× 売掛金残高が重要である場合には、監査人は実証手続として確認手続を実施しなければならない。

監基報330号18項

監査人は、確認手続を実証手続として実施すべきかどうかを考慮しなければならない。

問題15 重要性\*\*

監査証拠に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査サンプリングによる試査で、抽出したサンプルに関連する証拠書類が紛失しているとき  
\*\*\* など、抽出したサンプルに監査人が立案した監査手続を適用できない場合、又は適切な代替手続を実施できない場合、監査人は、当該サンプルを詳細テストにおいては虚偽表示として扱わなければならない。
- 

監基報530号10項

- イ 監査人は、識別した訴訟事件に関する重要な虚偽表示リスクを評価する場合、又は実施した  
\* 監査手続によって重要な訴訟事件が存在する可能性があると判断した場合には、実務的に不可  
× 能でない限り、企業の顧問弁護士と面談しなければならない。

監基報501号9項

監査人は、識別した訴訟事件等に関する重要な虚偽表示リスクを評価する場合、又は実施した監査手続によって重要な訴訟事件等が存在する可能性があると判断した場合には、他の監査基準委員会報告書等が要求している手続と組み合わせて、企業の顧問弁護士と直接コミュニケーションをしなければならない。

- ウ 経営者が監査人の確認依頼の送付に同意しない場合、監査人は、その正当性と合理性に関する  
\*\* 監査証拠を求めることになるが、同意しないことに合理性がないと結論付けたときは、その  
○ 状況を監査役等に報告することが必要である。

監基報505号8項

- エ 経営者確認書は、特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるために経営者が監  
\*\*\* 査人に提出する書面による陳述なので、財務諸表監査に関連して監査人が入手しなければならない  
× 情報ではあるが監査証拠とはならない。

監基報580号3項

経営者確認書は、企業の財務諸表監査に関連して監査人が求める必要な情報である。したがって、経営者確認書は、質問に対する回答と同様、監査証拠である。



問題16 重要性\*\*

監査意見の形成に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 財務諸表の適正表示を達成するために必要な表示及び注記が行われているかどうかに対する  
\*\* 監査人の評価には、必要な情報が含まれているかどうかの判断、関連しない情報が財務諸表の  
○ 全体的な表示を損なっていないかどうかの判断のみならず、有用な情報を曖昧にする情報が財務諸表の全体的な表示を損なっていないかどうかの判断を含めなければならない。

監基報700号11項(4)

- イ 適正表示の枠組みでは、適用される財務報告の枠組みの要求事項に準拠して財務諸表が作成  
\* されたとしても、監査人は、財務諸表が適正に表示されていると認めない場合がある。このよ  
× うな場合においては、たとえ具体的に要求されている以上の注記が行われたとしても財務諸表の適正表示が達成されることはない。

監基報700号6項(2)

「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の注記を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。

- ウ 財務諸表がある財務報告の枠組みに準拠して作成されるとともに、注記において他の財務報  
\* 告の枠組みを遵守している程度について記載している場合に、当該記載は、財務諸表と明確に  
○ 区別することができないときには、監査意見の対象となる。

監基報700号A15項

- エ 監査人は、継続企業を前提として財務諸表が作成されているが、継続企業を前提として経営  
\*\*\* 者が財務諸表を作成することが適切でないと判断した場合には、意見を表明してはならない。  
×

監基報570号20項

監査人は、継続企業を前提として財務諸表が作成されている場合に、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でないと判断したときには、否定的意見を表明しなければならない。

問題17 重要性\*\*\*

監査報告書の記載事項に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、否定的意見を表明する場合に、否定的意見を表明する原因となる事項を監査報告書に記載する。この場合、監査人は、当該事項以外の監査上の主要な検討事項を監査報告書に記載することを求められていない。

監基報701号14項

監査報告書に対して除外事項付意見を表明する原因となる事項、又は継続企業の前提に関する重要な不確実性は、その性質上、監査上の主要な検討事項に該当する。しかしながら、監査人はこれらの事項を監

査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分に記載してはならず、第12項及び第13項の要求事項はこれらの事項には適用されない。この場合、監査人は、「監査上の主要な検討事項」区分への記載に代えて、以下を行わなければならない。

(2) 「監査上の主要な検討事項」区分に、「『除外事項付意見』の根拠』に記載されている事項を除き」又は「『継続企業の前提に関する重要な不確実性』に記載されている事項を除き」と記載する。

→ 否定的意見を表明する原因となる事項以外の監査上の主要な検討事項を監査報告書に記載することもある

- イ 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が認められる場合に、監査人は、重要な不確実性について財務諸表に適切に注記がなされていると判断したときには、無限定意見を表明する。この場合、監査人は、監査報告書に重要な不確実性が認められる旨を記載しなければならない。

監基報570号21項

- ウ 監査上の主要な検討事項は、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った事項であり、財務諸表に表示又は開示されていない事項は、監査上の主要な検討事項とならない。

監基報701号A36項

監査上の主要な検討事項の記載において、監査人が企業に関する未公表の情報を不適切に提供することは想定されていない。監査上の主要な検討事項は、監査の内容に関する情報を提供するものであるため、通常、企業に関する未公表の情報の提供を意図するものではない。しかしながら、当該事項を監査上の主要な検討事項として決定した理由及び監査上の対応について説明するために、法令等によって禁止されない限り、監査人は企業に関する未公表の情報を含む追加的な情報を記載することが必要であると考えることがある。

- エ 監査人は、限定意見を表明する理由が、たとえ無限定意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことであっても、入手した監査証拠が監査人の限定意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を監査報告書に記載しなければならない。

監基報705号24項

問題18 重要性\*

監査報告に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 財務諸表の作成基準が明確に確立していない状況において、利害関係者の間で枠組みが決定  
\*\*\* され、特別目的の財務報告の枠組みとして取り扱われている場合、監査人は、監査報告書に当  
× 該財務諸表が特定の利用者のみを想定している旨、及び配布又は利用の制限を付すことが適切  
である旨を記載すればよく、他の目的には適合しないことがある旨の記載まで求められていない。

監査基準第四九

監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

イ 個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査は、完全な一組の財務諸表に対する監査とは  
\* 別の業務であるため、一つの監査報告書において両方の監査に対する意見を表明してはならない。  
×

監基報805号12項

監査人は、企業の完全な一組の財務諸表全体に対して否定的意見を表明する、又は意見不表明とすることが必要であると判断した場合であっても、当該完全な一組の財務諸表に含まれる財務諸表項目等に対する別の監査業務においては、当該財務諸表項目等に対して無限定意見を表明することが適切であると考えられる場合がある。

ウ 監査人は、完全な一組の財務諸表に対する監査において意見を表明しない場合に、当該財務  
\*\* 諸表に含まれる個別の財務表に対して無限定意見を表明してはならない。  
○

監基報805号16項

エ 監査人は、完全な一組の財務諸表に対する監査において否定的意見を表明した場合であって  
\* も、その一部を構成する当該財務諸表項目に対する監査において無限定意見を表明することが  
○ ある。

監基報805号15項

問題19 重要性\*\*

比較情報の監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 前年度の財務諸表が監査されていない場合、当該事実について利用者の注意を喚起する必要  
\*\*\* があると判断したときは、監査人は、監査報告書の強調事項区分に、対応数値が監査されてい  
× ない旨を記載しなければならない。

監基報710号13項

前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、  
対応数値が監査されていない旨を記載しなければならない

- イ 前年度に表明された監査意見が除外事項付意見であり、かつ、その原因となった事項が未解  
\*\* 消である状況において、当該事項が当年度の数値には関連しない場合においても、当年度の数  
○ 値と対応数値の比較可能性の観点から、当年度の財務諸表に対する監査報告書において除外事  
項として取り扱うことが必要となることがある。

監基報710号10項(2)

- ウ 前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合であっても、監査人は、前任監査人が対  
\* 応数値を監査している旨及びその意見を監査報告書に記載しないことがある。  
○

監基報710号12項

- エ 監査人は、前任監査人が以前に無限定意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要  
\*\* な虚偽表示が存在すると判断する場合、通常、適切な階層の経営者、監査役等と協議を行い、  
× 前任監査人には報告しなければならない。

監基報710号17項

監査人は、前任監査人が以前に無限定意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要  
な虚偽表示が存在すると判断する場合、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び監査役  
若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会に報告するとともに、前任監査人を含め三者  
間で協議するよう求めなければならない。

問題20 重要性\*\*\*

「監査における不正リスク対応基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 監査人は、四半期レビューの過程において、四半期財務諸表に「監査における不正リスク対応基準」に規定されている不正による重要な虚偽の表示の疑義に相当するものと判断した場合、当該基準に従わなければならない。

不正リスク対応基準設定前文二3(3)

→ 四半期レビューには、「監査における不正リスク対応基準」が適用されない

---

イ 監査人は、監査実施の過程において経営者の関与が疑われる不正を発見した場合には、監査役等に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めるとともに、当該不正が財務諸表に与える影響を評価することが必要となる。

不正リスク対応基準第二18

---

ウ 監査人は、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別したが、不正による重要な虚偽の表示の疑義がないと判断した場合には、その旨と理由を監査調書に記載しなければならない。

不正リスク対応基準第二11

---

エ 監査人が不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして、想定される不正の態様に直接対応した監査手続を実施することが求められるのは、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合に限定される。

不正リスク対応基準第二11

また、識別した不正リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。